

# 条例の概要

---

平成27年2月



# 制定する条例案（概要）

## 1 江別市児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例

これまで、保育所（公立・私立）の保育料については、児童福祉法第56条第3項を根拠に市が徴収することができたが、子育て関連3法の施行に伴い、公立保育所の保育料の徴収根拠となる規定が法律から削られることとなりました。

そのため、公立保育所の保育料の徴収根拠を条例に追加するため改正するものです。

私立保育所については、子育て支援法附則第6条第4項に徴収根拠となる規定が残るため、この条例では、公立保育所の徴収根拠のみを追加します。

## 2 江別市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（新規）

### (1) 保育料に関する規定

1の条例で、公立保育所の保育料の徴収根拠となる規定の追加に伴い、徴収の対象となる公立保育所の保育料について、条例に規定します。市は、国が政令で定める額を上限として保育料を定めますが、条例では、具体的な金額を定めることはせず、保育料の上限額を規定します。

保育料の具体的な金額については、この条例に基づき、規則で定めます。

### (2) 過料に関する規定

特定教育・保育施設等が虚偽の報告等した場合等、支給認定を受けた者が支給認定証の返還の求めに応じない場合等に、10万円以下の過料に処することを規定します。

## 3 各条例の関係イメージ

